

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年 6月24日

**【会社名】** 株式会社りそなホールディングス

**【英訳名】** Resona Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 東 和 浩

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区木場一丁目 5番65号

**【電話番号】** 東京(03)6704 - 3111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部グループリーダー 芳 賀 修

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区木場一丁目 5番65号

**【電話番号】** 東京(03)6704 - 3111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部グループリーダー 芳 賀 修

**【縦覧に供する場所】** 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪府中央区備後町二丁目 2番 1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目 8番16号)

## 1【提出理由】

2013年6月21日開催の当社第12期定時株主総会、普通株式にかかる種類株主総会、丙種第一回優先株式にかかる種類株主総会、己種第一回優先株式にかかる種類株主総会、第3種第一回優先株式にかかる種類株主総会、第4種優先株式にかかる種類株主総会、第5種優先株式にかかる種類株主総会、および第6種優先株式にかかる種類株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### ・第12期定時株主総会

#### (1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

##### 第2号議案 利益剰余金(その他利益剰余金)の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、あらかじめ9,000億円の返済財源(その他資本剰余金)を確保し、本プランを確実に遂行することを目的とする。

##### 第3号議案 定款一部変更の件

新たな自己資本比率規制(バーゼル3、国際統一基準)に対応した社債型優先株式の発行を可能とするため、第一回ないし第四回第8種優先株式の内容を変更する。

株主総会の招集権者および議長、取締役会の招集権者および議長、会長の選定に係る事項について変更するため、所要の手続きを行う。

##### 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、東和浩、原俊樹、菅哲哉、磯野薫、奥田務、永井秀哉、大園恵美、有馬利男、佐貫葉子および浦野光人を選任する。

(3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	19,750,024個	73,593個	8,708個	98.97%	可決
第2号議案	19,802,254個	21,348個	8,708個	99.23%	可決
第3号議案	19,749,146個	74,410個	8,708個	98.97%	可決
第4号議案					
東 和浩	19,687,007個	136,591個	8,708個	98.65%	可決
原 俊樹	19,735,129個	88,469個	8,708個	98.89%	可決
菅 哲哉	19,736,131個	87,467個	8,708個	98.90%	可決
磯野 薫	19,641,468個	182,130個	8,708個	98.43%	可決
奥田 務	19,736,165個	87,433個	8,708個	98.90%	可決
永井 秀哉	19,733,377個	90,221個	8,708個	98.89%	可決
大園 恵美	19,737,692個	85,906個	8,708個	98.91%	可決
有馬 利男	19,733,390個	90,208個	8,708個	98.89%	可決
佐貫 葉子	19,734,549個	89,049個	8,708個	98.89%	可決
浦野 光人	19,628,674個	194,924個	8,708個	98.36%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・普通株式にかかる株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

(2) 決議事項の内容

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、

従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

- (3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	17,472,443個	81,029個	24,561個	98.71%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

#### 丙種第一回優先株式にかかる株主総会

- (1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

- (2) 決議事項の内容

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

- (3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	120,000個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

・己種第一回優先株式にかかる株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

(2) 決議事項の内容

議 案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

(3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議 案	賛 成	反 対	棄 権	賛成率	決議結果
議 案	80,000個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

・第3種第一回優先株式にかかる株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

(2) 決議事項の内容

議 案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金

の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

(3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	2,250,000個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

#### ・第4種優先株式にかかる株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

(2) 決議事項の内容

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

(3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	25,200個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

#### ・第5種優先株式にかかる株主総会

## (1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

## (2) 決議事項の内容

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

## (3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	40,000個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

## ・第6種優先株式にかかる株主総会

## (1) 株主総会が開催された年月日

2013年6月21日

## (2) 決議事項の内容

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

『公的資金完済プラン』の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更する。

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通株式への一斉転換日)をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる普通株式への転換期間)を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長する。

丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設ける。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当される。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、

従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更する。

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少する。

その他、所要の変更を行う。

(3) 当該事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示による議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	30,000個	0個	0個	100.00%	可決

(注) 本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。